

芸娼妓「解放令」に関する一考察

今 西 一

はじめに

西川長夫氏は、現代世界のグローバリゼーションを、新しい植民地主義だと規定する（同『〈新〉植民地主義論』平凡社、2006年¹⁾）。一昨年、日本では「人身売買禁止法」が制定されたが、21世紀の現代資本主義のなかで、グローバル化と「性の植民地」化、人身売買、性の「商品化」、性暴力の増大は、目を覆うものがある。しかも日本は、その人身売買の「受け入れ大国」として、世界から指弾されているのである。

サスキア・サッセン氏によれば、「セックス産業に従事させるための女性の人身売買は」、「国際連合の推計によれば、1998年に400万人の人が取引され、犯罪者集団に70億ドルもの利潤をもたらした」。「日本では、セックス産業のあがる利潤は、過去数年にわたって年当たり約4兆2000億円になる」と言われている（田淵太一他訳『グローバル空間の政治経済学』岩波書店、2004年）。日本では最低の数字でも70万人、国連の推定で400万人の人身売買が行なわれて

1) 資本のグローバル化現象は、16世紀から存在するが、ここでグローバリゼーションというのは、1989年以降の社会主義体制の崩壊によって、市場経済が全世界を覆ってからのことをいうことになる。なお川北稔氏の言うように、「世界政府をつくろうという試みは近代においては全部失敗し」ており（同「戦後史学から世界システム論まで」『唯物論と現代』第31号、2003年）、20世紀のナチスの第3帝国も、日本の大東亜共栄圏も惨めに崩壊した。確かに川北氏の指摘には基本的に賛成であるが、西川氏のいうように政治、経済、文化などでアメリカの「領土なき植民地主義」が、今日、全世界を覆ってきている側面をも重視するべきである。

いる。

コロンブスが「新大陸を発見」(1492年)してから500年間で、アフリカから奴隷として連れてこられた人びとが、600万人とも6000万人ともいわれているが、推定では1200万人から1500万人とされている。これでも「ナチスによるホロコーストと対比」され、「これをはるかに上回る犯罪と位置づけ」られている(西山俊彦「近代資本主義の成立と奴隷貿易」『福音と社会』第42巻5号, 2003年)。しかし、それを上回る犯罪が、現代資本主義のなかで展開している。

ケビン・バイルズ氏は、「新しい奴隷制度」として、奴隷制を「経済的搾取を目的とした、ほかの人による、ある人の完全な支配」と定義すれば、今日、世界には2700万人の奴隷が存在するとしている(大和田英子訳『グローバル経済と現代奴隷制』凱風社, 2002年)。しかし、ゴードン・トーマス氏は、「奴隷廃止協会によると、今日(1990年)、世界中の「奴隷」の数は推定で2億人にのほり、そのうちの約1億人が子どもだ」としている(関山靖子訳『二億人の「奴隷」たち』朝日新聞社, 1993年)。両者の数字の違いは、「奴隷」の定義の違いによるものであろうが、億単位で「現代奴隷制」が存在することは間違いない。

近代社会は、もちろん「反奴隷制レジーム(体制)」を築こうとしており、1807年のイギリス帝国内の奴隷売買の禁止、1815年のウィーン最終議定書の奴隷売買の国際的禁止、1885年のベルリン会議の奴隷制廃絶の決議などで、奴隷売買は禁止されている。これは法制面でも、1926年の奴隷禁止条約、1948年の世界人権宣言、1956年の奴隷禁止条約議定書、1957年の強制労働廃止条約(ILO105号条約)などによって担保されている。

しかし、土佐弘之氏の語るように、「現実には人身売買のような現象は、世界資本主義の通奏低音のように続いている。その代表的な事例が、買売春と絡んだ女性(時には男性も含む)の人身売買である」(同『グローバル/ジェンダー・ポリティクス』世界思想社, 2000年)。資本主義は、過去も現在も「奴隷制」と並存して存在している。

本稿では、近代日本の最初の「奴隷解放令」とでも言うべき、1872年の芸娼

妓「解放令」の歴史的意義について、長崎県立図書館の古賀十二郎文庫の写本などを紹介するなかで考えてみたい。古賀については、作家のなかにし礼氏が小説『長崎ぶらぶら節』（文芸春秋、1999年、文春文庫、2002年）で面白く描き、第122回の直木賞を受賞して映画化もされている。しかし、古賀の実像は語学や古文書にたけた、勤勉な歴史研究者であった²⁾。古賀文庫の写本のなかには、現在原文書が消失しているものもあり、貴重な史料の宝庫である。

古賀自身は、『西洋医術伝来史』（日新書院、1942年）や遺稿集『丸山遊女と唐紅毛人』前・後編（長崎文献社、1969年）などで、これらの写本の一部を使っているが、全面的な紹介はされていない。さすがに女性史のもろさわようこ氏は、『ドキュメント女の百年4 女のからだ』（平凡社、1979年）の「解説」なかで、古賀の『西洋医術伝来史』からいくつかの史料を引用している。同シリーズのもろさわ氏の「解説」は、後に『おんな・愛と抗い』（ドメス出版、1984年）という一書にまとめられている。しかし、古賀の写本は、芸娼妓「解放令」についての実に興味深い事実が明らかにするもので、ここに紹介する意義があると考えている。

なお筆者の遊郭史全体への展望については、近刊の『遊女の社会史』（有志舎、2007年刊行予定）を見ていただきたい。また、芸娼妓「解放令」それ自体の施行過程については、拙稿「「四民平等」と差別」（新井勝紘編『日本の時代史22 自由民権と近代社会』吉川弘文館、2004年）を参照していただきたい。

1 遊廓の成立

近世遊廓の起源は、慶長7年（1602）に、京都の六条三筋町に作られた六条柳町遊郭が最初である。しかし、豊臣秀吉が、天正7年（1589）に、京都の柳馬場に、上京・下京の両極化した町並みを繋ぐために、原三左衛門に造営を許

2) 古賀十二郎については、永島正一「新訂版あとがき」（前掲書『新訂 丸山遊女と唐紅毛人』後編、長崎文献社、1995年）ほかを参照。

した万里小路二条の二条柳町を嚆矢とする（藤本箕山『色道大鏡』1687年、八木書店、2006年復刊）という意見もあるが、「二条柳町時代は傾城屋としての同業町的存在ではあっても、未だ遊郭としての囲郭された都市的独自性を保有し得ない状況にあった」（内藤昌『角屋の研究』中央公論社、1983年）。独自に町筋を囲い込んだ遊廓は、六条柳町が最初である。

寛永17年（1640）、京都所司代は六条柳町遊廓を下京区西屋敷に移転させる。これが俗に言う島原遊廓である。所司代板倉重宗が、傾城たちの華美な装いに立腹して移転させたとい話が伝わっているが（滝沢馬琴『鞆旅漫録』1802年、塚本哲三『日本紀行集』有朋堂書店、1922年）、傾城が町や禁裏を自由に出入りし、遊女歌舞伎が演じられていたことの方が、禁裏から遠隔の地に遊廓を移転させた理由だと考えられる。この頃、寛永17年頃に大坂でも新町遊廓が特権的な地位を得ている（塚田孝『近世大坂の都市社会』吉川弘文館、2006年）。

一方江戸では、吉原は元和3年（1617）に成立したと言われているが、これには既に江戸時代から喜多村筠庭、加保茶浦成（磯部源兵衛）らが疑問を出している。また近代最初の本格的な遊廓史とも言うべき、関根金四郎の『江戸花街沿革誌』（六号館弦巻書店、1894年）のなかでも、「三浦浄心が慶長見聞集によれば、慶長の当時、既に葭原の遊廓ありしが如し。洞房異園によれば、元吉原の開基は降って元和三年にあり」と、史料上の矛盾が衝かれている。

戦後、『異本洞房語園』（1720年、蘇武緑郎『吉原風俗資料』文芸資料研究会、1930年、以下『語園』と略）と『新吉原由緒書』（同年、国立公文書館所蔵、以下『由緒書』と略）の記述を敢然と批判して、元和3年の吉原再興説を主張したのは、江戸学の祖三田村鳶魚である（同『元吉原の話』1956年、同『江戸の花街』中公文庫、1997年所収）。三田村氏は、吉原の開祖庄司甚内（後に甚右衛門）が、小田原の浪人で、江戸で遊女屋を願い出て、突然、吉原の「名主」になった、という『語園』や『由緒書』の話を批判して、駿府の「あぶれ者」庄司甚内が、遊女歌舞伎の「足あらい女」である遊女たちを引き連れて、江戸にやってきたということを主張する。

この三田村説に対して、法制史の大家石井良助氏が、三田村氏の「柳町」の

読み間違いなどを指摘し、『語園』を使って、元吉原の成立を書いてからは（同『吉原』中公新書、1967年）、日本史研究者の塚田孝氏（同『身分社会と市民社会』柏書房、1992年）や曾根ひろみ氏（同『「娼婦と近世社会」吉川弘文館、2003年）らは、石井説をとるようになる。これに対して、日本文学の研究者である前田愛氏（同「反＝都市としての〈廓〉」『国文学 解釈と教材の研究』第26巻14号臨時号、1981年）、石崎芳男氏（『元吉原考』近代文芸社、1994年）、田中優子氏（同ほか『近世遊廓の成立とその文化史』科研費研究成果報告書、2004年）らは、三田村説をより発展させている。

前田氏は、『語園』や『由緒書』を書いた庄司勝富（西田屋又左衛門）は、なにを隠蔽したかったのであろうかと問い、「幕府権力の意を体して遊女の封じ込めに尽力した甚右衛門ら吉原関係者と、女歌歌舞伎の劇団に所属する「ばさらにいやし」き遊女たちの間に交えられた陰湿で長い戦いである。『落穂集』は（中略）草創期の吉原が人寄せの手段に女歌歌舞伎を誘致し、やがてその舞台をとりつぶして跡地を町屋に割り当てたという伝承を語っているが、この伝承が事実だとすれば、幕府によって禁圧されることになる女歌歌舞伎の興行に、たとえ一時的にせよ吉原の一画を解放したことは、甚右衛門の負い目であり、失態でなければならなかった」と言う（前掲論文）。田中氏は、前田氏の説に賛成し、「徳川幕府の一貫した政策というのは、遊行の民の遊廓への取り込みであり、遊女芸能との分離であった」とする（前掲報告書）。

筆者は、前田氏らの説に賛成で、元和開基に先立って具足町に第一次の吉原があったと考える。また庄司勝富が、甚内の経歴を偽ってまで消したかった歴史は、具足町時代の話だけではなく、駿府時代の安倍川遊廓の歴史だったと考えている。

徳川家康の在駿府の慶長年間に、遊廓や「屠兎町」の整備がすすみ、安倍川沿岸に「悪所」が成立して、「雑賤民」と言われる遊芸者たちへの統制がすすめられるが、庄司家がその一員であったという歴史は、見事に消されている（前掲拙著『遊女の社会史』参照）。

最後に中世の賤民的系譜を引く遊廓として興味深いのが大和の木辻遊廓であ

る。木辻遊廓は、豊臣秀吉の元「奴隸」堀市兵衛によって、寛永六年（1629）に創建されたというのである（前掲書『色道大鏡』）。これに対しては、「木辻郷は声聞師の住地であった。奈良で声聞師は五ヶ所・十座といってそれぞれの集団を成していたが、その五ヶ所のうちの一団が木辻遊廓に在った。声聞師は陰陽師・金口（説教）・曆星宮・久世舞・盆彼岸経・毘沙門経などの芸能を職としたが、猿楽衆・アルキ白拍子・アルキ巫・金タタキ・鉢タタキ・アルキ横行・猿飼の七道の者を支配することができた。「このうち白拍子・巫達は女人であるし、その遊行の輩である」と永島福太郎氏は、木辻遊廓の前史を語る。

「奈良の声聞師は興福寺に属し、その保護をうけてその職を努めたが、興福寺の没落ととも自立するし、また生業の発展を考えねばならなくなった。ここにおいて或る者達が、秘かにその配下の女遊芸人を利用して、女屋を開いた」。「近世に於ける下村家四十八番手下の者として、傾城屋は四十八番にあげられている」。「なお遊女道の家元として、公卿の久我家のあった」というのである（同「奈良木辻遊廓の起源」『部落』第62号、1955年）。

文章末の木辻遊廓が、京都の下村家の支配にあった、というのは間違いである。辻ミチ子氏の研究によると、「下村家は公役である「掃除役」を通じて、幕府の身分統制政策の一端を担ったが、江戸の弾左衛門のような大きな権力はなく、弾左衛門と同格の「穢多頭」とはいえない」とする。まして、1708年には下村家は断絶してしまうので、支配を続けるということはない（同『転生の京都』阿吽社、1999年）。久我家は、江戸時代を通して、遊廓と関係のあったことは間違いないが、その痕跡は資料的にも消されている。

永島氏はまた、「木辻遊廓の名は『奈良曝』には見えないが、木辻町にくつわ・あげ屋を数十軒あげているから、まさにこれである。木辻の女屋は天文2年（1533）に声聞師が経営していたことが知れる（『衆中引付』）」とも語っている（同『奈良』吉川弘文館、1963年）。ここでは『衆中引付』という史料まであげているが、天理大学所蔵の同史料には、そのような記述を見ることはできなかった。しかし、中世末の賤民的芸能者たちが、初期の遊廓の担い手だったことは、今後の研究のなかで明らかになっていくであろう。

これを広末保氏は、「むろん遊行性の喪失とともに、鎮送呪術家ももっていた「役」者的性格—宗教行事の管理・執行者としての「役」をになうその性格—は次第に希薄になり、そのため、同じ卑賤にしても、その卑賤の性格は変化したであろう。ある意味では、幕藩体制の編成とともに、一層きびしい差別観のもとにくみこまれた」と語っている（同『遊行・悪場所』未来社、1975年）。近世国家を確立し、遊芸の民たちを囲い込んでいくためには、遊廓は不可欠な装置であったと言える。

2 〈文明〉のまなざし——ヨーロッパ人の見た遊廓

元禄3年（1690）に、長崎出島にオランダ商館付き医師として来日した、ドイツの旅行家エンゲルベルト・ケンペルは、『日本誌』（1727年、呉秀三訳『異国叢書 ケンペル江戸参府紀行 下巻』雄松堂書店、1929年）のなかで、次のように語っている。

娼妓は極幼き時、一定の金子にて年期（十年、二十年）を定めて身を贖われ、楼主の富の度に従い、七人より三十人までも（坪井本には「その価格は醜美に依り高下あり、又その年期による」とあり）、年の多きも少きも、ともに一つの家におかるゝなり。（中略）かかる娼妓にして（△既に年期を過ぎ、幸にして）公正なる市民と結婚するならば、彼女は自らその淪落失行に責任あることなく、教育も相当にあれば、通常の市民の間に伍して公正なる婦人と認めらるゝなり。（過去の生活の罪悪は、更にそのとがとはならず、もっと真面目な生活を選択し得ないうち、その幼き時に、斯くまで汚らはしき生活方法を取らせるために、彼女たちを売る親や親族のとがとなる。尚又、彼女たちは、概ねよく躰けられているので、夫を得る事は、彼女たちにとりては、更に、むつかしくない。）（（ ）内は、古賀十二郎前掲書『丸山遊女と唐紅毛人』、以下同）

ケンペルは、日本では娼婦が普通に結婚していることに驚いている。当時のヨーロッパの娼婦では考えられなかったことであり、娼婦は賤民として差別さ

れていた。日本では、彼女たちを売る親たちが咎められている。しかも——
楼主は之に反して彼如何に裕福なりとも、決して公正なる市民とは認められず、又それと交際することは叶わず。人々より侮辱的な如何わしき名を付せられ口輪即ち馬の轡と呼びならされて、殆ど人とは認められずして、穢多即ち柔皮人の最下級たる獄丁（隠亡）として刑場の傍に（○常民と）離れ棲むものの同列に置かる。（穢多、或は皮なめし人は、世人の考では、人間の中、最も不評判なもので、公の処刑人の役目を勤め、邑の外、刑場より遠くない、一つの離れ村に住居する事になっている。）轡人はなお刑の執行の際に、其家僕又は賃傭人を穢多に价手として送らねばならぬという。是又、彼等の負うべき一つの侮辱なり。

と、楼主である忘八（ほうはち、くつわ）への差別が強烈であった。「忘八とは、傾城屋の亭主の別称であり、「八つのものを忘れるとは、忠、信、礼、義、孝、悌、廉、智、つまり人間としてなくては叶わぬこれらの道を忘れてしまうほど、面白い里に住む心也」と言われている（原田讓『遊女哀史』榎本法令館、1926年）。

安永元年（1772）、新吉原の遊女屋大文字屋市兵衛が、家屋を買い入れの件で訴えられた時、その時の申し渡しに、「遊女屋の主人と申すは四民の下にて、穢多に准じ候者に有之候処、分限を存ぜず御城外近くまで家屋敷調え候など申すこと、甚だ不届至極に候」として、敗訴になっている（津村正恭『譚海』1767年、国書刊行会、1917年）。亡八は穢多に準じた身分として、遊女町以外で家を構えることが禁止されている。

また「元禄期の正木堂鳥跡は、遊女屋を業としたものであったが、その賤業たることを恥じて、所を去って風流に身をゆだねたが、「高尊の席を絶たれ、遊人もしいて交りを許さず」ついに投身自殺をしたという（榎本其角『雑談集』1692年、勉誠社文庫、1976年）。郡司正勝氏によると、「遊女屋を職業とする者は、袴を着ることができず、ふんどしまで六尺の寸法はならなかった」（同『歌舞伎と吉原』淡路書房、1956年）のである。厳しい身分規制のもとにおかれていた。

遊女屋の亭主忘八と穢多頭の弾左衛門とが、どのような関係にあったのかを直接しめす史料はないが、ケンペルの書くところでは、長崎では「刑場の傍に」住み、「刑の執行の際に、其家僕又は賃傭人を穢多に价手として送らねばならぬ」という役を負っていた。

儒者の荻生徂来は、「遊女・河原者の類を賤しきものとする事は、和漢・古今ともに同断也。これらは元来その種姓の各別なるものゆえ賤しきものにし、団左衛門支配になる事也。然るに近年古法を取り失ひ、平人の娘を遊女に売り、また河原ものより商売人になる。これよろしからざる事の第一也。平人の娘を買い取りて遊女町へうる者をぜげんとやらいいてあり、人をかどわかしても売る也。(中略)畢竟遊女とても平人と種姓に替りなしと了簡するより事起りたる事也」(同『政談』1727年頃、岩波文庫、1987年)と、遊女を穢多・非人同様に「種姓」を異にする者としているが、18世紀後半の『御仕置例類集』(名著出版、1971年)では――

穢多の娘を売女などいたし候もの、穢多の身分を弁えながら、素人まじわり致させ候段、不届きに候。よって右様の儀、かねて穢多どもへ申し渡しおき(中略)もし紛らわしき儀これあるは、当人はもちろん、その支配の穢多どもに御仕置仰せ付けらるべき旨、一統へお触れこれあり然るべし。と、穢多の娘を遊女に売って、身分交わりなどすることを厳しく禁じている。普通、穢多と遊女とは同列には考えられていなかった。

次にケンペルと同じオランダ商館の医師カール・フォン・ツンベルグは、『日本紀行』(1770～79年、山田珠樹訳『異国叢書 ツンベルグ日本紀行』雄松堂書店、1928年)の「第16章 遊女―淫楽を目的とする家」のなかで――

どんな小さな村でも、大きな都会と同じに公開の遊女屋がある。(中略) 欧羅巴人はこの国に来て、凡て自分の国の先見及びその宗教を拂り棄て、仕舞って、日本式のをするのにすっかり慣れてしまう。この土地の人は節欲と云うことを徳とは考えていない。そしてこれを犯す罪に対し別に恥を辱じない。且つこの遊女屋に出入することを別に気兼ねなこととはしない。遊女屋は法により、皇帝により保護を加えられているのである。(中略)

この女たちが欧羅巴人の子供を生むことは滅多にない。或る人から聞くと
ころによれば、この不法な関係から結ばれた不幸な実は、男の子の場合は
特に嚴重に禁じられているので、母胎から生まれ出るや直ちに殺されてし
まうのだと云うことである。又或る人の話によれば、かくて生れた子供は
大事にとっておいて、十五歳になると、印度会社の船に乗せられてバタヴィ
アに送られるのだと云うことである。然し私としては、日本人がこんな殘
酷な真似をするとは信じられない。又かゝる子供がバタヴィアに送り返さ
れた例を見たこともない。(中略) 以上私の物語った所に比して一層意外
なことは、この遊女たちが、自分が売られて行き、稚い齡から育て上げら
れた家に数年間居た後に、なんらの不名誉の謗なく社会に還って行けるし、
猶時によれば正しく且つよい条件で結婚が出来ることである。

ここでも日本では売買春が罪とは考えられていないばかりか、法によって許
可されている公許の存在だということに驚いている。

しかし、「混血児」に対する差別は存在している。長崎で表1のような簡単
な統計をとったが、1歳未満で死亡している者が圧倒的に多い。しかし、これ
は唐人(中国人)との間にできた子で、オランダ人との間の子より、外見上の
差異は少ない。花絹の子友吉のように、成人して人別帳のなかに加えられてい
る子もいる。文政年間の十二家船主周藹亭^{チョウイテイ}は、遊女初紫との間に生まれた簾
平のために、銀札21貫666匁を養育料として送った話などは有名である。

幕府は、寛永13年(1636)に「南蛮人」(スペイン・ポルトガル人)の子女287
人をマカオに追放し、同16年にポルトガル船の来航を禁止した。しかし、正徳
5年(1715)からは、「混血児」は国内に留まることを命じて、海外渡航を禁
止している。従って正徳5年から60年後に来日したツンベルグが、「子供がバ
タヴィアに送り返された例を見たこともない」と言うのは当然である。ただ吉
田常吉氏は、根拠を示していないが、「混血児は、町役人その他公儀の役に就
くことを許されず、多くの場合、僧侶、川原者等として世を避けた生活を送る
のを常とした」としている(同「鎖国時代に於ける我が女性と混血児の問題」、
『歴史地理』第78巻5・6号、1931年)。

表1 遊女・唐人・「混血児」たち（一部）

遊女	抱主	唐人	地位	「混血児」たちの生没
大山	寄合町引田屋百助抱	林達文	船主	1715年（正徳5）8月3日男子出産，同年10月29日病死
浮橋	同引田屋百助抱	李翰士	同	同年9月29日女子出産，7夜のうち夭折
大山	同佐野（伯）屋きゑ（ん）抱	鄭大典	同	同年10月6日男子出産，同年10月28日病死
八重雲	丸山町岩田屋与兵衛抱	黄哲卿	同	同年10月7日男子出産（名は金八），1738年（元文3）博多町に居住
白藤	寄合町薩摩屋太右衛門抱	何定扶	同カ	同年10月15日女子出産，同年11月13日病死
両山	同引田屋百助抱	陳伯威	脇船主	1722年（享保7）10月7日男子出産（梅之助），元文の頃，両山の親元諏訪町に居住
同	同	同	同	1723年9月23日男子出産（仁三郎），元文の頃，両山の親元諏訪町に居住
同	同	同	同	1724年7月28日男子出産（林之助），1730年3月2日死亡
若松	同泉屋太三郎抱	陳敬官	不明	1724年11月1日男子出産（辰之助），元文の頃，銀屋街に居住
若紫	同筑後屋清次郎（忠三郎）抱	陳掄	船客	1733年2月12日男子出産（万太郎），同年8月16日夭折
初瀬	同薩摩屋新四郎抱	陳捷英	不明	1734年2月24日男子出産（吉之助），元文の頃，上筑後町に居住
大橋	同引田屋太左衛門抱	林達新	船主	1737年（元文2）9月24日流産
管絵	同筑後屋吉兵衛抱	顔遠山	同	1821年（文政4）3月12日男子出生，以後不明
初紫	同京屋次兵衛抱	周藹亭	同	1827年12月，親元勝山町政八宅に引き取り男子出産，後年の端物目利石井簾（廉）平，1867年（明治30）9月28日歿（無届けのために処罰）
袖扇	同引田屋鉄之助抱	江芸閣	同	1830年2月20日男子出産（八太郎），1831年（天保2）2月10日夭折
花絹	同	沈萍香	同	1842年（天保13）12月男子出生（友吉），花絹の母せつ宅に引き取り，東中町にて養育されるが，家人人別は引田屋内に加えた。1847年（弘化4），母せつの願いによって，東中町の自家人別に加えられた
高根	同筑後屋忠三郎抱	顧士英	同	1848年（嘉永元）正月12日男子出産
歌琴	同	程子延	同	同年7月頃より妊娠，その後は不明
雅妻	同引田屋建三抱	沈晋伯	同	1850年4月頃より妊娠，出生後まもなく夭折

出典：古賀十二郎『丸山遊女と唐紅毛人』後編，『長崎市史』風俗編・下巻，福田忠昭『唐人屋敷』（『歴史地理』第27巻2・3・4・5号），山本紀綱『長崎唐人屋敷』ほか。

最後にユニークな「遊女制度廃止」論を説いたポンペ・ファン・メールドルフォールトの議論を紹介しておきたい (Pompe van Meerdervoort “Funf Jahren in Japan”. 1867-1868. 古賀前掲書より所引)。ポンペは、1857年に第2次海軍伝習派遣団として長崎に来ている。そこで日本人の子弟に医学教育を行い、61年には長崎養生所を建設し、63年に帰国して、この見聞記をまとめた。このなかでポンペは――

日本に国交をせまり、日々いよいよせまる所の文化的欧羅巴国が、一つの緊要なる善事を成さんと欲するならば、彼等は、現在日本に於て娼妓制度が整えられている方法を断然廃止すべき事を、日本政府に於て正に好意を有する者の至当なる侮蔑を経験せざらんと欲せば、日本政府に納得せしむる為に、あらゆる努力を試む可き者である。(中略) 日本に於ける遊女制度は、政府が之を保護し、社会が之を避けず、親は、正当に其子を遊女屋に売ることができるので、斯く慨歎すべき有様になっているのである。(中略) 民衆の眼に於て、弁解を見出し得るのは、まさに親の貧困に在る。そして、売られた娘よりも、きまりきって親たちが、責めらるゝのである。既に此点に於て、欧羅巴の場合とは、最も大きな差異がある。欧羅巴に於ては、個人が、自ら娼婦となり、それが為に、社会の指弾を受くるのである。日本に於ては、個人には、罪は無い。自己に何が起るか些の観念も無き年齢に於て、既に売らるゝのである。子は、喜び、満足して親の家を出で、行く。(中略) 真に、これは、慣習的な奴隷売買よりも、余程悪しきものである。(中略) 二十五歳に達すると、これらの娘たちは、自由の身となり、束縛は解け、そして、予の云う通り、確に不思議に思わるゝであろうが、彼女たちは、名誉ある婦人として、社会に還るのである。(中略) 之に反して、隠売は、日本に於て、甚だ厳しく蔑視される。これは、一つの確実なる畜生行為と考えられる。しかし、稀れでは無い。そして、日本の道德家は云う。組織だちたる公許の遊女屋がある以上、これは、風儀の最も大なる墮落を立証する。法律と社会が公然許す所のものは、別に秘密に於て実行するのである。隠売女は、また革なめし人、即ち穢多の下位に在る。

彼女らは、普通の街に居住するを得ず、郊外に在留を选む可きものである。そこで、彼女らは、屑として取扱われる。遊女屋の上に、一つの厳重なる医術上の監督が必要である。(中略) 政府の微温的態度によりて、最も怖るべき悪病は、ますます伝播した。

「家」のために売られる遊女たちに、非難が少なく、売親たちが責められる日本の売買春に対して、ヨーロッパのように「個人」の責任で行われる売買春との差異についての指摘は興味深い。そして、「公娼」に対して「隠売女」と言われる「私娼」差別の厳しさを指摘している。「私娼」たちは、「郊外に」追いやられ、「革なめし人、即ち穢多の下位に」さえ位置づけられているというのである。

そしてポンペは、医師の立場からも、「政府の微温的態度によりて、最も怖るべき悪病は、ますます伝播した」として、遊女制度の廃止を提言している。この場合、ポンペが最も恐れたのは、性病よりもむしろ結核であった。

3 梅毒検査と「性の管理」

近年の近世史では、朝尾直弘氏によって提起された「日本型華夷思想」の問題が、さまざまな角度から検討されている(同『朝尾直弘著作集 第5巻 鎖国』岩波書店、2004年)。それを長崎の丸山遊廓との係わりで説いたのは、荒野泰典氏である(同「近世日本国家領域と境界」、史学会編『歴史学の最前線』東京大学出版会、2004年)。

中世末の日本は、「諸民族雑居」ともいうべき状態にあり、各地に「唐人町」や「高麗町」がつけられていた(村井章介『中世倭人伝』岩波新書、1993年)。日本国内でも宋銭や明銭が使われ、「和寇」が自由に海上を交通していた。

ところが寛永4年(1627)、オランダ東インド総督の特使として江戸へ参府したピーテル・ノイツの一行は、途中で京都所司代板倉重宗の一行にであい、挨拶のためにムイゼンを遣わしたが、既に出発したという返事であった。板倉らは宿にいたが、「彼らは既にオランダ人に気付き、オランダ人の悪臭一彼等

はそのように言った一を恐れて、鼻も耳も塞いで村を通り過ぎた由。これは昔も今も変らぬ、日本の礼儀正しい習慣で、これらを彼らは日々、「日本気質」の名で賞賛しており、日本以外の何処でもこのようなことが語られる例を知らない」と語っている（永積洋子『平戸オランダ商館の日記 第一輯』岩波書店、1969年）。

荒野氏は、この「外国人忌避の習俗」の対極に、天皇ですら外国人の芸能を楽しみ、朝鮮や琉球の使節と会っており、朝鮮通信使を歓待する民衆の対応や、朝鮮人漂流民への民衆の対応（池内敏『近世日本と朝鮮漂流民』臨川書店、1998年）などに見られる「親近性」があり、その他の人びとの「無関心」といった「三局構造」になっていて、その間に流動性が強かったとしている。

延宝9年（1781）版の長崎金捨の『長崎土産』（長崎文献社、1976年）のなかでも、「日見峠一の瀬と云所を過るほど、都^{すへて}而えしれぬ^{かをりはな}香鼻^{むな}に入て、胸心わろく、とへば是なん長崎のにほいと申」といった「長崎のにほい」が強調されているが、これも「肉食より淨穢観念」が強かったのではないかと、荒野氏は推測している。

長崎の丸山遊廓では、遊女の間には「日本行き」「唐人行き」「オランダ行き」と、相手の客によって三種類に区分され、日本人を相手にする遊女が一番よく、オランダ人相手の遊女が、最下位に位置づけられていた（古賀前掲書）。もちろん黒人や、日本人でも「穢多・非人」は遊女屋に上がることが禁じられていた。荒野氏は、「境界領域だからこそ、「華夷」と身分制の秩序は貫徹していた」とする。

「混血児」差別に対しても、「近世社会においては、性の社会的役割が「産むための性」と「消費のための性」に二分され、それが女性の属性とされた。そして幕府は、前者を担う女性を「家」に、後者と担う女性を「遊郭」に閉じ込めることで、それぞれの性を国家的に管理しようとした。（中略）「遊郭」に閉じこめられた女性たちは、「消費」の対象となったが、子供を産むことは期待されなかった、あるいは、想定されていなかった。「丸山遊郭」はその国際版であり、彼女たちはオランダ人・唐人の「消費」の対象として、利益を生み

こそすれ、混血児＝「境界人」を産むことを想定されていなかった」とする。華夷秩序や種姓観念の問題からも近世日本では、本格的な「クレオール文化」は生みだしえなかったのである。

また「同時代の朝鮮では、釜山倭館での日本人男性と朝鮮女性との関係は、たとえ遊女でも禁じられていたことから考えると、国家が外国人の性の面倒まで見るというのは、きわめて日本的な特徴なのかも知れない」とする（荒野前掲論文）。後者はペリー来航や敗戦後の RAA（特殊慰安施設協会）を指しているのだが、前者のなぜ朝鮮では、「日本人男性」との性的関係が禁止されたかという問題は気になる。

17世紀の明帝国崩壊後の朝鮮は、異民族支配である清朝よりも、自身を「中華文明」の後継者とし、朝鮮を「華」、周辺諸国・地域を「夷」とする世界観を深めていった。朝鮮王朝の両班たちは、儒教の思弁的な論理と純粹性をよりどころに、「小中華思想」という自己中心的な世界観に身を固めていったのである。従って「交隣」関係にあった江戸期の日本についても、内心では文化的に劣等な蛮夷と見下したいたのである」（文京洙^{ムンギョンス}『韓国現代史』岩波新書、2005年）。朝鮮の「小中華意識」が、朝鮮文化の「クレオール」化を阻止していったのである。

大筋では荒野氏の議論に賛成であるが、「性の国家管理」が完成していくのは近代以降であり、特に「身体の管理」という点では、梅毒検査が大きな役割を果たしていったと考える。その問題を考える材料のひとつが、長崎県立図書館の古賀文庫に所蔵されている、古賀十二郎『梅毒の研究 草稿』である。以下、同文書の内容を紹介していきたい。

末次忠助（後興善町の乙名、総町乙名頭取、出島町乙名、天保9年（1838）10月29日逝く。行年75）は、「奇人」と称されていたが、志筑忠雄に師事して、蘭学に精通していた。志築は、フルブリュゲ氏の梅毒学説を学び、梅毒アメリカ伝來說を唱えた。末次は、出島オランダ屋敷の医者ゲルリット・レーンデルト・ハーゲンからヨーロッパにおける遊女定期検梅のことを聞いていた。

松浦静山の『甲子^{かつし}夜話』（1821～41年）巻18には、オランダ屋敷乙名忠助よ

り土屋七郎宛（9月9日付）書簡が掲載されている（平凡社東洋文庫，1977年）。

梅毒を恐ること甚だしく候。人身の弱むるは梅毒による所甚しく候。日本人は人の生様^{むまれよう}は強く而国に並ぶかた有^レ之間敷、然るに梅毒の防疎^{みせぎ}に見へ候。国の強きは人により候。今の如く疎にては不^レ可^レ然と存候と、是又ハーゲン之説。

彼方にては、若淋病を患ひ候へば、人知れば付合もせぬ程に御座候。是淋は梅毒のイロハなれば、夫婦暮しのものも、梅毒を片かた患れば引離して市中をば元より遠ざけ、遠在に独身にして大家などには梅毒あるものは出入もいたさず。これ若も其種子を遺さんことを恐れてとの説に候。遊女も七日目ごとに医師遊女屋に参り候て陰門迄あらため候由。彼方にては病人千人の内、梅毒あるは五六人に止まり可^レ申候。此方にては病人千人の内、梅毒無きが五六人なるべし。可^レ恐事と申候。

末次は、日本で一般に梅毒や淋病が、殆ど恐れられていないことを嘆いている。ヨーロッパが「病人千人の内、梅毒あるは五六人」で、日本が「病人千人の内、梅毒無きが五六人」というのは、いささか大袈裟な表現であることが、後述する数字からも言える。しかし、ここで既にヨーロッパに学んで、遊女の「陰門」検査が必要だと説かれている。ハーゲンは、定期検梅の必要を述べているが、古賀は、この書簡は文化14年（1817年）のものとして推定している。

末次書簡によると、以前は「淋梅同病説」が主流であったが、フランス人医師フィリップ・リコール（Philippe Ricord, 1800-1889）が淋梅異毒説を大成したのは、天保8年（1837）である。末次は、梅毒検査を丸山遊廓で実施しようとするが、反対にあって挫折する（末次書簡による）。

安政10年（1857年）に、ドクトル・ボンベ・ファン・メールデルフォールトが来舶する。ここでも日本の遊女に検梅を行うべきだとを力説されているが、「未だ時機は熟していなかった」のである（古賀草稿、以下同）。

万延元年（1860）、ロシア海軍提督のピリレフが、長崎奉行の承諾を得て、軍医にロシア人行きの遊女の検梅を命じた。ボンペらの検梅運動が「多大な刺激を与えた」のである。これが、日本における梅毒検査の嚆矢であったが、ポ

ンペは同時に、先述した「遊女制度廃止」論を上申するが、「幕府は豪も之を顧みなかった」。

慶応3年(1867年)、イギリスの海軍軍医ジョージ・ブルース・ニュートンが、横浜に渡来する。イギリスでは、1864年に伝染病法案が通過しており、66年から娼婦に対する定期検診が行われている。

明治元年(1868)、イギリスの軍医ニュートンは、ハリー・スミス・パークス公使の後援によって、横浜吉原町に梅毒病院を設立した。明治政府は、旧前橋藩医松山不苦庵を、その副に抜擢した。ニュートンは、「覚書翻訳文」(九月晦日)のなかで――

英国兵隊并水夫、於日本梅毒を受け、当人不具に相成候のみならず、其子に至る迄、生質嬌軀且病身にして、兵隊水夫等に難相成者多分にして、右弊相防候為め、我政府命令に依り、拙者日本え出張致候事(中略)遊女時々相改、其中梅毒あるものは、全快まで病院へ引籠め候。其始末左之通。

一 千八百六十七年来、右仕方無之時にて、一ケ年の中百人之中八拾人相病候事有之。右英国政府にて出板に相成候書中に有之、詐欺無之事に候。

一 千八百六十八年、此年四ヶ月は遊女相改め、九ヶ月は梅毒治療を施し候。此の年中、百人に付五拾壹人迄梅毒相病候。

一 千八百六十九年、今年中改め方又治療等始終致故、相病候者、百之三十六に相成申候。

一 海軍水夫之方に而は、其に比較し候へは、又一増相減申候。何故と申候へは、(陸軍は一引用者)屯所近辺之酒店に居候密売淫女を弄ひ、水夫之方は右改方等之仕方施行之吉原に通ひ候也。

としている。吉原梅毒病院では、「二千有余人が全快した」と言うのである。

このようにニュートンらが、梅毒病院を設立した目的は、日本の民衆のためではなく、イギリス海軍の軍人や水夫に梅毒が移っては、その子弟たちが病弱となり、ひいてはイギリスの帝国海軍が弱化するのを恐れたからである。それにしても、遊女「百人之中八拾人」というのは、すさまじい感染率である。

明治3年9月、神奈川県権少属になっていた松村不苦庵は、梅毒が蔓延し、

患者が逡巡して治療しないために軽傷が重傷になること、医者が予防に留意しないので、娼婦の居る所に病院を創る必要があること、特に海港地に病院を創る必要があると建白している。この頃、各国公使も東京・兵庫に梅毒病院を設立することを、明治政府から同意を得ていたが、実現を見るにいたらなかった。

同年秋、ニュートンは、寺島宗則外務大輔に面会して、長崎に梅毒病院の設立を要請している。寺島は、薩摩藩士で、もと松木弘庵といい、長崎で蘭学を学んでいた時に、ポンペの廃娼論や検梅論などを傾聴していた。寺島は、長崎県庁にニュートンの梅毒病院設立をしかるべく取り扱うことと、英国公使館に「横浜梅毒病院諸入費書類」の写しを提出させることを命じた。

ニュートンは、長崎県知事野村盛秀に面会して、梅毒病院設立の賛同を得た。10月17日、彼は「覚書」を野村知事へ差し出した。そして遂に、10月下旬に大徳寺境内に仮病院を設立させた。

同年12月15日、遊女屋連中は、仮病院諸入費の献金を申し渡された。1カ年凡そ金6000余両の負担であった。しかし、この巨額の負担に、大坂屋孫八、大坂屋出店うた、軀屋是吉郎の3名を除いては不承知であった。

翌明治4年正月、丸山町遊女屋8名、寄合町遊女屋13名が、上等遊女運上の割をもって、惣人別より上納する事を許可されたき旨を歎願するが、これは拒否された。さらに協議の上、遊女人別を平等人別にして、毎月金3朱を上納するよう申し出る。しかし、入院中の遊女は、別段に毎月2朱づつ、全快退院まで日割計算にて納付することを申し出た。これで病院の運営費の件は、一応の妥結をみた。

しかし明治3年10月、遊女屋の「陰門開観」に対する抗議文が残されている。「別紙之覚」には、次のように書かれている。

- 一 惣人数陰門開観に相成候而は、遊女之身柄、地旅之逢客者勿論、市郷之諸人より種々風説申觸之儀は、顕然之儀に御座候得は、客席は勿論、神仏參詣都而他行之往来難出来、難洩之仕合御座候。
- 一 惣人数開観に相成候而は、市郷之湯屋、或は髮結所、都而人々相集候場に而風説申觸候得は、親兄弟之名前相頭、親子共恥入候仕合に御座候。

乍其上、遊女年限相満て親元え引取候而も、嫁付候儀も難出来、生涯難
渉、路頭に相埋候儀相歎申候。(後略)

同11月、長崎県庁は、「書面風土の情態、無余儀相聞候」と、一応承諾している。
この文章は、遊女屋の忘八たちが書いたものであるが、当時の遊女たちが、他
人に「陰門」を見せることを、いかに嫌がっていたかがわかる。「陰門開観」
の件が、一般に知れ渡れば、客席にでられないばかりか、神仏の参拝もできな
いというのである。そればかりか、湯屋、髪結所に行けないどころか、親姉弟
の恥にもなり、年期があけても嫁にも行けないというのである。

この「陰門開観」への拒絶をみても、いかに遊女たちの身体を管理するのが
困難であったかわかる。検梅制度の施行後、明治7年(1874)に北海道の福山
では娼妓の自殺があり(渡部一英『北海道及花街』北海之花街発行所、1925年)、
朝鮮では1906年5月18日、日本の持ち込んだ検梅制度を拒否して、19歳の「売
淫婦」^{キムジョジョン}金照禎が、アヘンを飲んで自殺未遂をするといった事件が起きている
(『隆熙2年 妓生及娼妓に関する書類綴 第2課』韓国国家記録院所蔵)。こ
のように反発が多いなかで、検梅制度は導入され、身体の「国家管理」化がす
すめられていった。

明治3年12月、長崎の浪の下の「下等遊女」たちも仮病院に於て検梅と治療
を受ける。12月19日、仮病院に於て検梅済の遊女は、外国人に接することが許
されるようになった。丸山の遊女も、仮病院に於て検梅済の者は、外国人に接
することが許され、鑑札下付が必要となった。このように、検梅制度は、外国
人客の安全のために実施されるようになったのである。

翌明治4年3月20日、仮病院が「暫之所御取置」となり、丸山町の遊女屋は、
同年6月16日、同町西田武良治宅を借り受けて、患者の治療を始めた(「口上
之覚」)。ニュートンは、長崎病院が閉鎖された直後の5月24日に失意のなかで
客死し、今でも長崎市川上町の大浦国際墓地に眠っている。しかし彼の死後、
検梅制度は、芸娼妓「解放令」を契機に、しっかりと定着していった。

4 いくつかの「解放令」

筆者は、明治5年(1872)10月2日の芸娼妓「解放令」は、明治4年7月14日の廃藩置県クーデター以降の文明化政策であり、同年の穢多・非人等の賤民「解放令」と連動する政策であったと論述した(前掲拙稿「四民平等」と差別)。しかし、もちろん廃藩置県以前にも、さまざまな「身分解放」の動きは存在する。筆者の管見では、次の美作の「名子・家来・流民」の解放などは、その早い事例のひとつである(「創業 人民取締及戸籍取扱 全」, 美作国勝田郡高取村 大岡忠友文書, 元岡山県総合文化センター所蔵)。

一 明治三年三月十三日, 名子・家来・流民等ノ名目ヲ廢シ, 流民ヲシテ永住ノ途ヲ立テシム。

岡山県真庭郡の『久世町史』(久世町教育委員会, 1975年)によると、近世久世村の農村には、長百姓・本百姓・名子百姓・家来百姓といった身分階層があったが、慶応3年(1867)頃の記録には、「長百姓・本百姓をば名子百姓よりはいんぎんに申候え共、名子の内には長百姓・本百姓の一類の者も候へば、却而名子を本百姓より崇め候ものも御座候」。「近年は長たる者も貧家をば侮り、下賤にても身上能く暮らすものは尊び候風俗ニ罷成候」といった、身分秩序の弛緩を嘆く文言がある(中島家文書)。

流民は、他所・他国からの出稼ぎ人や潰百姓、日雇稼、あるいは諸国の神社などに出て路銀を切らし者などであるが、村にとどまって生活費を稼ぐうちに定住し、本百姓の下人や名子として宗門帳に加えられていった人びとである。村の惣作地を耕作する者が多かった。

天保10年(1839)の「久世村原方流民人別御改帳」によると、久世町の町人81人と高持百姓1人が引き受けた流人は、83世帯191人に及んでおり、その内訳は隣の真島郡と安芸国出身の者が約半数を占めており、その他は備中・出雲・石見・備後・伯耆・備前の各地に及び、なかには遠く紀伊や播磨から流れてきた人びともいた。安芸から来た流民は、「安芸者」と呼ばれるが、そのブッシュ要因について、近年では研究が進んできている(山本那津子「近世後期の

瀬戸内農村における人口動向と他国稼」『芸備地方史研究』第216, 217・8合併号, 1999年)。

しかし、津山藩がなぜこのような早い時期に、身分「解放」令を出したかの理由については、今のところ不明である。美作は、明治6年(1873)に、穢多・非人の「解放令」に反対した、「血税一揆」という大一揆の起こった所である(拙著『近代日本の差別と村落』雄山閣, 1993年)。それとの係わりからも明治3年の名子・家来・流民「解放」の実態に興味もたれる。

次に奄美の「膝・下人・下女」の解放を見ておきたい(「明治四年未二月御廻文留写」津島家文書、『奄美博物館資料集一』一九九八年)。

一 下人・下女之子共越養育い多し。膝等唱へ手元江召置、平日飢^(渴)相凌候迄之會積ニテ、手^(痛)ヲ召仕。病者老躰之外者暇差免候儀無之。終身主家之奉公雇仕やら連、生涯独柄ニ身ヲ過し候者過分有之。同しく生越請候人間江之會積、実ニ以有間敷、無知之願民と申ながら、往々之事を思遣ひ、朝暮悲嘆罷在候儀、誠ニ以難被忘事情、右様苛酷之取扱より、自然与主人之恩を忘、互ニ親ミと申者、全無之端嶋風習ニ候。

明治四年未月朔日造之文也。

(虎市の写し)

「膝」というのは、病者か老人の外は暇を出されず、生涯を独身で過す者の多い、一種の「奴隸」的な隷属民であることが指摘されている。

「膝」については、奄美出身のロシア文学者昇曙夢(直隆)が、『大奄美史』(一九四九年, 原書房, 一九七五年再版)のなかで次のように書いている。

「ヒダ」とは家人夫婦または家人の女が、主家で生んだ子供または私生児をいうので、これこそ生まれながらの家人であり、奴隸の身分に近い存在であった。「ヒダ」は古語であって、『日本書紀』に子を養うことを「ひだす」または「ひだし」と言っている。大島のヒダも主人の膝下で養われたという意味で、膝素立ともいった。

口奄美では、「総人口の二割ないしは三割は家人であったらう。『代官記』によれば、明治六年の大島の人口四万八千四百七十二人とあるから、当時一万

人以上の家人がいたと想像される」としている。

そして、戦前の小出満二・有馬市蔵の調査（「封建治下に於ける奄美大島の農業」、『鹿兒島高等農林学校学術報告』第5号、1921年）によると――

膝素立ヒザスダチと呼びて、富家に抱えられて数人より、多きは数十人に至る奴隷あり、下男下女の奉公人にも、自由を失い居たるもの多かりしなり。社会の下層にありて酷使せられたること云うまでもなく、明治四年に至り始めて解放せらる。総て三十歳以上のものは、身代砂糖千五百斤を以て、身請け致さしむる訓令を發し、当時膝素立の身請せるもの男三百四十人、女二百七十五人あり、奉公人の身請せるもの男八十一人、女五十五人ありたり（代官記）と云う。然かも身代を払い得ざるものは、依然膝と称せされ、牛馬に均しき取扱を受けて売買すること、その後も行われたり。この人権無視に反抗して、義憤奮闘せし志士、境遇を同うするもの団結して、権力者に当らんとせし騒動もありき。

その膝の「解放令」の内容が、次のものである（「道之島代官記集成」、『福岡大学研究資料叢書』第1、1969年）。

一 膝素立・下人・下女三拾歳目ニハ、身代砂糖千五百斤ニテ暇為取、且手ニ余リ地面ハ割渡等之仰渡有之、未夏六百人餘身受イタシ候、川上殿事御取扱旁御伺トシテ、書記役長與喜、未七月俄ニ御上國、同冬御下島。

膝素立・下人・下女は、30歳以上になったら、砂糖1500斤で身分を買い取り、有償解放できるというものであった。しかし、1500斤は、奴隷労働をしていた膝たちにとっては、非常な高額であった。

ここで「騒動」と言っているのは、「家人騒動」のことである。明治4年(1871)の膝素立「解放令」、翌5年の人身売買禁止令以後、奄美大島で鹿兒島藩士伊地知清左衛門が主導し、鹿兒島県出張所の巡査十数人によって、名瀬の旧墓地で「二、三人の下人が斬られ」という事件が起こった。徳之島でも、阿権村の下人前安が竹棒を携え徒党を組み、逮捕されるという事件が起こっている（前掲書『大奄美史』）。

それでも、明治27、8年(1894、5)の瀬戸内町の柴家には、300人からの

膝素立がいた（柴家文書）。近代になっても膝は残っており、今でも奄美では、自分たちが膝の子孫あることは隠したが、古老たちは、誰が膝の子孫であるかはよく知っている。

そして、明治4年8月28日、太政官布告第448号がだされる（『法令全書』以下同）。

穢多非人等の称被廢候條、自今身分職業共平民同様たるべき事
いわゆる賤民「解放令」である。その「解放令」の前後に、これまた多様な「解放令」が出されていることが忘れられている。

明治4年11月3日には、同第五百六十八号として――

盲人の官職自今被廢候條

但し従前檢校・勾当・座頭以下配当金取集めは勿論、各持場を区分し、針治按摩等他の營業を妨げ候儀、今後急度被差停候條。是迄来往居留の盲人、銘々家業勝手に相営せ、復籍・入籍等其者の望みに任せ、各地方官に於て寛裕に可取扱候事。

盲人の「解放」ということで、盲人を守ってきた「当道座」が解体されていったのである。

役者もまた、明治5年8月23日、教部省布達第十四号で――

一 演劇其他右に類する遊芸を以て渡世致し候者を、^{にんがいのもの}制外者抔と唱え候、
従来の弊風有之、不可然儀に候條、自今は身分相応行儀相慎み營業可致事。

として、「^{にんがいのもの}制外者」としての差別からの解放を言われるが、「河原乞食」として受けてきた差別は、簡単に解消したわけではなかった（拙著『文明開化と差別』吉川弘文館、2001年）。

いよいよ遊女であるが、明治5年9月5日、大蔵省布達第127号として、次のような布達がだされている。

遊女・飯盛・食売女並女芸者の類、旧来税金収入の上、差許来候向も不少問々不都合の儀も有之候間、取締規則の儀は不違公布可有之筈に候へとも、差向左之通可相心得事、是迄税金収入有之分、本年より上納に不及。尤府

県限り取立候説目帳に、其収入高記載、租税寮へ可差出事。

(欄外 太政官第二百九十五号参看)

女芸者或は洗濯女其外種々の名目にて、遊女同様の所業致し候儀を黙許致し来候分は篤と相糺し、普通飯盛等の名義に相改候歟、或は改業為致候歟、両様の中に改正の積取調可伺出事。

総て是迄右種類無之地方に於て新規営業差許候儀は、決して難相成候。右種類の者、現今の人員より相増候儀は勿論、死亡或は改業の跡補ひの為、更に別人抱人候儀とも、決して不相成候事。

「遊女・飯盛・食売女並女芸者」の税金をどうするのか、という質問に対して、「取締規則の儀は不遠公布可有之筈」として、それまでは無税であると指示している。そして欄外には、「太政官第二百九十五号参看」という書き入れがあるが、これが翌月にだされる芸娼妓「解放令」である。太政官としては、税金の問題が重要課題であった。

同年10月2日、太政官布達第295号として、次のようにだされる。

一 人身を売渡し、終身又は年期限り、其主人の存意に任せ、虐使致し候は、人倫に背き有間敷に付、古来禁制の処、従来年期奉公人など種々名目を以て奉公住為致、其の実売買同様の所業に至り、此事に付自今可為厳禁事。

(中略)

一 娼妓芸妓等年期奉公人一切解決致、右ニ付ての貸借訴訟総て不取上候。人身売買が一切禁止され、芸娼妓の貸借訴訟は無効としているが、多くの道府県では次の東京府の布令のように、遊廓は貸座敷に移行している。もちろん岐阜・兵庫県などのように、貸座敷を認めない所もあれば、北海道のように、芸娼妓「解放令」がでてから札幌に薄野遊廓という官営遊廓をつくった所もある。貸座敷は、全国一律につくられたわけではない。

同年十月八日の東京布令では――

遊女・芸者・年季奉公人解放候上は、免許無之場所に於て遊女渡世致し候ても、不苦杯と万一心得違致し候者有之は、以の外の事に付、決して不相成

候。

(後略)

- 一 遊女致度望の者、印鑑可申受事。
- 一 是迄の遊女屋敷渡世は、揮て貸座敷と相心得、印鑑右同断。
- 一 芸者渡世の印鑑、右同断。
- 一 是迄自力を以て芸者致居候者、印鑑右同断

(中略)

壬申十月八日東京府知事 大久保一翁

そこには、次のような司法省布達もついている。

明治五年十月九日第二十二号司法省布告

- 一 人身を売買する古来制禁の処、年季奉公等種々の名目を以て、其实売買同様の所業に至るに付、娼妓芸妓等雇入之資本金を賍金(不正な金一引用者)と看做す故に、右より苦情を唱ふる者は、取糺の上其金の金額を可取揚事。
- 一 同上の娼妓・芸妓は人身の権利を失う者にて牛馬に異ならず、人より牛馬に物の返弁を求むるの理なし、故に従来同上の娼妓・芸妓へ借す所の金銀並売掛け滞金等は、一切償へからさる事。

牛馬に貸借義務はないという有名な文言から「牛馬きりほどき」という俗称が芸娼妓「解放令」についた有名な布達である。大蔵省と司法省の芸娼妓「解放令」への取り組みの違いや、マリア・ルス号事件との関係など、論ずべき点が多いが、紙数の関係から、とりあえずは大日方純夫『日本近代国家の成立と警察』(校倉書房、1992年)を参照していただきたい。

大日方氏によると、当初、売娼を公認せず(黙許して)その営業地域の特定を解除する司法省路線と、娼妓を公認して特定地域に囲い込む大蔵省路線との対立があった。結局、大蔵省の囲い込み路線が勝利したのである。

また同年11月20日の『東京日々新聞』(第206号)には、次のような記事が載っている。

前日娼妓解放の御布告にて、夫々親元へ御引渡に相成、各印鑑を乞受け、再び娼妓渡世致候之処、一夜数客に接する者儘有之由、畢竟政府の御趣旨

は、牛馬同様の駆使を免しむる事ならで、野蛮の風を化し、人倫の道を正んかため解放せられ、自主の権利を得て反て貪欲の情を放まゝにして、仁明の風教に戻り、好んで獸類同様の振舞をなすとは何事なる哉。且又娼妓の梅毒あるは敗精毒にて、依人の精氣混集する者、薰蒸鬱滞して酷厲液を醸し、大毒氣を發す。其毒素と腐敗液より發するに付、其氣一たび人に触れば、四肢百体を腐蝕せざるは無し。是其根病一夜數客に接するに因る。然に今日、前の利に惑ひ己が身を傷ふ事ならず、兼て人を傷ひ又且御旨趣に違ひ、後必ず禍を受るに至らん、可憎又可憫なり。

ここでは娼妓たちの「梅毒」の危険性が強調されている。明治8年4月4日東京府達第八号でも――

隠売女かくしばいじよ之儀ふうぞくは風俗やぶを敗り健康けんこうを害し、其他種々ほかいろの悪弊あくへい有之を以もとより従前ぜんぜん嚴禁げんきん之處ちかころ、近頃ちかころ右体だんだん之者ふえる漸次ふらち増殖こんばんいたし不埒とりだし之事しに付、今般取糺こんぱん之上たし夫々それぞれ処分しよふん相成候いまよりのちどうよう。自今しよぎよう以後しよぎよう同様しよぎよう之所業しよぎよう致候者しよぎよう於有之は、相当ごうたう之罪科ざいこに被行候上べいこうじやう、猶なほ又梅毒びいどく之延蔓ひろがるを防けんこうき、健康保護けんこうほごのため左之規則さのきそく之通可とお処分候條しよふんこうじょう、此旨このこころ各区無洩このこころ可相達事このこころ。

第一條 隠売女かくしばいじよの所業しよぎよう致候者しよぎようは、娼妓鑑札しよぎかんざつ下渡さげわたしの上うへ、吉原よしはら・根津ねづ其外し四宿しよく（巖網いわみ・新宿しんじよく）貸座敷かじざしき渡世せいでいの者ものへ相預あずけ取糺とりしまり可為致事あずけとりしまり。

第二條 右期限きげんは一年間いちねんのあいだたるへき事
但賦金ふきん上納じやうなう・梅毒検査びいどくけんさ等ずべ、総て一般じゆんぱんの娼妓げんきんに可準事このこころ。

第三條 右期限きげん後のちに至り、猶本人かたての勝手かたてを以娼妓渡世しよぎかんざつ致度者しよぎかんざつは、其情願ねがひに任せ尋常よのつね娼妓しよぎかんざつ之通可とお為相心得事このこころ。

第四條 貸座敷渡世かじざしきの者ものへ一旦被相預あずけ候後あつち、正業ただしきに就たしかぎ候目途めあて有之候歟、又は縁付えんづき候歟ふたにて再またひ隠売女かくしばいじよの所業しよぎよう致間敷旨しんらい、親類しんらい或は地主しんらい・家主しんらい・差配人さはいにん等身元みもと慥たしかなる者ものにて保証うけあいいたし候は、詮議せんぎの上うへ放免さしゆるし可致事このこころ（後略）

漢字に仮名の振ってある布令というのは珍しいが、このように梅毒検査を第一の課題として、「隠売女」=私娼といわれる人びとまでも「集娼制度」に組み込まれていった。第二条の「期限は一年間」は、無期延期になっていくので

ある。そして鑑札制度によって登録され、「親類」などの保証人を置くことを義務づけられる。身体の「国家的な管理」を前提とした、近代的「公娼」制度の開始であった。

おわりに

近代初頭のさまざまな「解放令」は、身分内の身分を解体させ、近世の地縁的・職能的な「中間団体」を崩壊させるものであった。それを前提としてこそ、近代天皇制国家のもとでの「臣民」たちの〈支配の前の平等〉を実現することができたのである。

近代的「公娼」制度とは、遊廓という身分団体を解体して亭主と芸娼妓を貸座敷という「私的」な契約関係に再編成したものである。しかし、「集娼体制」を設け、私娼を含めて全ての芸娼妓を課税の対象とし、検梅制度による身体管理や不審な客の密告制度など、国家の管理体制はより強化されていった。同制度は、1900年の「娼妓取締規則」によって、全国的に確立した（山本俊一『日本公娼史』中央法規出版株式会社、1983年参照）。

しかも、遊女たちには、梅毒検査を利用して、その「醜業婦」観が強められていった。戦前では、梅毒は、ハンセン病、結核とならぶ「国民の三大病」として撲滅、「民族浄化」（断種など）の対象となっている（藤野豊『「いのちの近代史」かもがわ出版、2001年）。

また遊廓は、「社会外之社会」（毎日新聞社「社会外之社会」1900年、谷川健一編『近代民衆の記録3 娼婦』新人物往来社、1971年）とされるようになり、「花魁」たちは「淫売婦」にまで転落していくのである。ここで創られた近代的「公娼」制度は、国内植民地北海道の実験を経て、朝鮮などアジアの植民地諸国へ輸出され、「植民地公娼制度」として確立していった（藤永壯「植民地公娼制度と日本軍「慰安婦」制度」、早川紀代編『植民地と戦争責任』吉川弘文館、2005年、他）。

(付記) 本稿の内容は、明治維新史学会、西川長夫先生の科研費研究会「新植民地主義+都市」、都市下層と部落問題研究会、さっぽろ自由学校「遊」など、いくつかの場所で報告し、参加者からは貴重なご意見をいただいた。特に明治維新史学会では深谷克己・三谷博氏などから貴重なコメントをいただいた。

また、長崎県立図書館の古賀十二郎文庫をはじめ、韓国国家記録院、国立国会図書館、国立公文書館、天理大学図書館、鹿児島県立図書館奄美分館、同奄美博物館、岡山県立記録資料館、京都府立総合資料館、ほか国内外の図書館・文書館のお世話になった。親切に案内して下さった谷山正道・山上豊・定兼学・^{キムキョンナム}金慶南氏をはじめ多くの研究者の方々に記して感謝したい。